

観光デジタルファースト推進事業
(外国人目線でのデジタル情報発信の強化) 委託業務 仕様書

1 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日（金）まで

2 事業の目的

訪日外国人旅行者の個人旅行（FIT）化に伴い、多様化する訪日旅行に対するニーズを的確に捉え、ターゲットの属性（国籍、年齢、訪日目的等）を踏まえたプロモーションを行う必要があります。加えて、FIT化に伴い、旅行者自身がインターネットで情報を収集して旅行計画を立てる傾向が顕著となっており、デジタルコンテンツの充実が誘客促進において重要となっています。

これまで三重県では、インバウンド誘客の促進に向けて「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）（※）としての観光ブランディングの強化とこれに基づく情報発信を SNS や動画など Web 上を中心に行ってきました。

本事業では、英語のネイティブライターによる記事制作、各種 SNS の運営や投稿キャンペーンを実施することで、FIT 層に対して三重県の観光資源の魅力を発信し、三重県の認知度向上と客が客を呼ぶ好循環の創出を図ります。

※三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて
<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

3 業務内容

(1) 外国人目線による情報発信業務

ア 三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作

[概要]

- ・ 三重県観光連盟（英語版）公式サイト（以下、「英語サイト」という。）に掲載するコンテンツの制作を行うこと。
※三重県観光連盟（英語版）公式サイト (<https://www.kankomie.or.jp/en/>)
- ・ 三重県内の観光資源の中から、外国人旅行者目線でニーズが高いと思われる時期毎の旬のコンテンツを選定して記事を作成し「Blog」ページに掲載する。
※「Blog」ページ (<https://www.kankomie.or.jp/en/report/index.html>)
- ・ 記事は、1本あたり概ね英単語700単語以上のものを月2本以上作成・掲載すること。また、記事1本あたりの写真や動画は9点以上とすること。

- ・掲載した記事のうち、体験に係るものに関しては、「Activities」ページに位置情報とともに掲載すること。

※「Activities」ページ

(<https://www.kankomie.or.jp/en/activities/index.html>)

- ・掲載した記事で取り上げたスポットやイベントの基礎情報に関する記事を作成し、「Tourist spot and Event」ページに掲載すること。(ただし既存の記事がある場合は、必ずしも作成する必要はない。)

※「Tourist spot and Event」ページ

(<https://www.kankomie.or.jp/en/spot/index.html>)

[条件]

- ・記事制作にあたっては、現場取材を行い、最新の情報を基に記事を制作すること。
- ・記事制作は、ブロガーや記者等、記事執筆にノウハウのある英語のネイティブライターを指定し起用すること。また、写真や動画の撮影は、外国人旅行者に訴求力のある魅力的な素材を撮影できるノウハウのあるカメラマン等が行うこと。(ライターが写真や動画の撮影業務を兼ねることは妨げない。)
なお、被写体となる人物・施設等に写真及び記事の掲載許可をとりつけ、承諾を得ること。
- ・委託者からライターの変更要請があった場合は、両者協議のうえできる限り真摯に対応すること。
- ・写真や動画等の素材は、今後三重県が各種プロモーションにおいて二次使用できるよう、写真に関しては、容量2MB以上(JPG形式)のもの、動画に関しては、フルHD(全天球カメラを用いた場合は4K)のものをを用いること。
- ・作成した記事の英語サイトへの掲載については、受託者において行うこと。(受託者に編集権限を付与する。)
- ・交通費や食費等の取材にかかる経費については、全て受託者にて負担すること。また、取材のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者において手続きを行うこと。
- ・効果的な事業実施につなげるため、必要に応じて、本業務に対するPV(ページビュー)数等、反応に関するデータを提供すること。
- ・業務実施にあたり、取材先の選定や掲載内容・時期など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

イ SNSによる情報発信業務

[概要]

- ・三重県が開設している8種7言語のFacebook・微博および3言語のInstagramのうち、以下の9アカウントの運営を行うこと。

※Facebook アカウント

英語 (Travel Mie Japan)、韓国語 (일본여행 미에로 (三重路))、
フランス語 (Voyage Mie Japon)、ドイツ語 (Reise mie japan)、
スペイン語 (Viajes Mie Japón)

微博アカウント

中国語-簡体字 (乐游日本)

Instagram アカウント

英語 (visitmie)、中国語-繁体字 (visitmie_tw)、タイ語 (visitmie_th)

- ・各アカウントで、月4回以上定期的に情報発信（以下、「定期投稿」という。）を行うこと。投稿に係る作業（コンテンツ選定、原稿作成、写真等素材の取得、翻訳及び掲載作業など）は、受託者の負担にて行うものとする。
- ・年度末に次年度4月分の投稿を準備し、配信できる状態とすること。
- ・定期投稿とは別に、委託者からの要請に基づき、Facebook及びInstagramの上記9アカウントでそれぞれ年間12回以上、情報発信（以下、「不定期投稿」という。）を行うこと。本投稿に係る作業のうち、翻訳及び掲載作業は受託者が、コンテンツ選定や原稿作成及び写真素材の準備等は委託者にて負担するものとする。
- ・Instagramのストーリー機能を活用し、県内で撮影された「#visitmie」の付いた投稿の画像や動画を最低週1回以上シェアすること。
- ・「フォロワー」や「エンゲージメント率（リーチ数に対する、いいね・コメント・シェア等の割合）」を増加させるため、有効な広告手法の提案及び広告の掲出を行うこと。

[条件]

- ・定期投稿の発信にあたっては、英語のネイティブライターが投稿を作成すること。また、月4回中2回は、アで作成された記事を基に投稿を作成すること。
- ・定期投稿には、Google Mapなどのアクセス情報の他、ハッシュタグとして「#visitmie」や、その他情報の拡散に効果的と思われるハッシュタグを付して発信すること。これに加え、アで作成された記事を基にした投稿に関しては、基となった記事に紐づくURLを投稿文中に記載すること。

- ・発信にあたり、各 SNS の特性に合わせて画像や文章の体裁を工夫するとともに、各言語のネイティブスピーカーが自然に意味を解せる内容に翻訳のうえ投稿すること。
- ・定期投稿に用いるビジュアルは、Instagram においては、ハッシュタグ「#visitmie」が付された UGC (User Generated Content) の活用を原則とすること。また、活用にあたっては、著作権者に用途を明確に示すとともに、著作権者や映り込んでいる人物、関係する施設からの利用に係る許可を得たうえで活用すること。
- ・投稿へのコメントに対しては、最長 48 時間以内に回答することとし、Facebook 英語 (Travel Mie Japan) についてのコメントに対しては、必ず英語のネイティブが回答すること。
- ・投稿に対するネガティブチェックを日常的に実施し、攻撃的な内容が急増した場合、特定国からの書き込みを停止するなど適切な緊急対応措置を実施すること。
- ・フォロワー増に係る広告の掲出にあたっては、微博 (乐游日本) を除く、上記 8 アカウントのほか、Facebook 繁体字 (日本三重 旅行情報中心) も対象とすること。
- ・エンゲージメント率増に係る広告の掲出にあたっては、微博 (乐游日本) を除く、上記 8 アカウントのほか、Facebook 繁体字 (日本三重 旅行情報中心) から発信される投稿 (それぞれ年間 48 投稿) に対して広告をかけること。
- ・広告の掲出にあたっては、既存のフォロワーや潜在的な三重県関心層にセグメントするとともに、富裕層への情報発信にも配慮すること。
- ・効果的な事業実施につなげるため、必要に応じて、本業務による投稿や広告等に対する反応に関するデータを提供すること。
- ・業務実施にあたり、掲載内容・時期、広告の掲出方法など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

(2) #visitmie 投稿キャンペーン運営業務

[概要]

- ・三重県内で撮影した写真や動画を国内外からの旅行者自身が、ハッシュタグ「#visitmie」をつけて Instagram に投稿する参加型キャンペーンを実施すること。
- ・現在の投稿キャンペーン公式サイト (日本語・英語版・中国語 (繁体字) 版・タイ語版) を改修し、本キャンペーン用のサイトとして活用すること。

※#visitmie 投稿キャンペーン公式サイト

日本語版 (<https://www.kankomie.or.jp/special/visitmie/>)

英語版 (<https://www.kankomie.or.jp/en/visitmie/>)

中国語（繁体字）版 (<https://www.kankomie.or.jp/tw/visitmie/>)

タイ語版 (<https://www.kankomie.or.jp/th/visitmie/>)

- ・ キャンペーン実施期間は通年とし、約6か月ごとに計2回実施すること。また、概ね3か月ごとに優秀作品を選定のうえ、協賛品等の賞品を贈呈すること。（令和3年度春季投稿キャンペーンは令和4年3月1日（火）から令和4年5月31日（火）までの期間で実施中。）
 - ・ 想定される投稿キャンペーンに係る業務は以下のとおり。
 - ①令和3年度春季投稿キャンペーンの受賞作品の選定・発表、賞品発送
 - ②令和4年度第1回投稿キャンペーン（令和4年6月1日（水）から令和4年11月30日（水）まで）の実施
 - ・ 第1回投稿キャンペーン夏の部（令和4年6月1日（水）から令和4年8月31日（水）まで）の開始告知、受賞作品の選定・発表及び賞品発送
 - ・ 第1回投稿キャンペーン秋の部（令和4年9月1日（木）から令和4年11月30日（水）まで）の開始告知、受賞作品の選定・発表及び賞品発送
 - ③令和4年度第2回投稿キャンペーン（令和4年12月1日（木）から令和5年5月31日（水）まで）の実施
 - ・ 第2回投稿キャンペーン冬の部（令和4年12月1日（木）から令和5年2月28日（火）まで）の開始告知、受賞作品の選定・発表及び賞品発送
 - ・ 第2回投稿キャンペーン春の部（令和5年3月1日（水）から令和5年5月31日（水）まで）の開始告知
 - ※第2回投稿キャンペーン春の部に係る業務は委託期間終了までとし、受賞作品の選定・発表及び賞品発送は含まない。
- なお、上記以外に効果的な投稿キャンペーンの実施のために有為な提案がある場合は、受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。
- ・ キャンペーン期間中の投稿件数や投稿キャンペーン公式サイトのPV数を増加させるため、有効な広告手法の提案及び広告の掲出を行うこと。

[条件]

- ・ キャンペーンの実施にあたり、通年のキャッチコピーを定めること。
- ・ キャンペーン PR ポスターを季節ごとに4種類制作し、それぞれ100部以上印刷のうえ、委託者あて納品すること。
- ・ 日本及び海外の企業・団体等の協賛（協賛金、キャンペーン賞品等）の獲得について調整を行うこと。なお、協賛企業・団体等の露出を本事業内で行うことについては、これを妨げない。
- ・ 協賛品等賞品の発送にあたっては、協賛者や受賞者と連絡をとり、受託者の責任により速やかに発送を行うこと。
- ・ Instagram 上で影響力を持つインフルエンサー等を三重県公式観光 PR サポーター（#visitmiePR サポーター）に任用し、過年度に任命した歴代のサポーター（※）も含め、活動の企画及びその支援を行うこと。また、サポーターが投稿した内容や活動についてキャンペーン公式サイトで紹介すること。

※歴代のサポーター及び主な活動内容について

(<https://www.kankomie.or.jp/special/visitmie/supporter/activity/>)

- ・ 効果的な事業実施につなげるため、3カ月毎にキャンペーンの実績（キャンペーン期間中の投稿件数・投稿内容の傾向、キャンペーン公式サイト上のPV数、広告の効果測定等）を報告すること。また、その他、委託者の求めに応じて、本業務による情報発信や広告等に対する反応に関するデータを提供すること。
- ・ #visitmiePR サポーターの他、JNTO 等の他の機関や、発信力のあるカメラマンやインフルエンサー等を巻き込み、「#visitmie」による三重県の観光情報に関する投稿の拡散を図ること。
- ・ 業務実施にあたり、受賞者の選定、広告の掲出方法など、原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

4 提案内容

事業提案にあたり、提案内容には、以下の事項を必ず含めること。

(1) 外国人目線による情報発信業務

ア 三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作

- ・ 記事制作のフロー、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。
- ・ 外国人旅行者のニーズに合った記事を制作するための基本的な考え方、取材対象の選定方針、より魅力的なコンテンツとするための工夫等について記載すること。

- ・作成できる記事本数について記載すること。
- ・ライター及びカメラマンの経歴及びこれまでの実績や強み等について記載するとともに、過去に当該ライターが執筆した記事及び当該カメラマンが撮影した写真をサンプルとしてそれぞれ2点以上提出すること。
なお、プロカメラマンの起用等、写真や動画素材の品質を高めるための工夫があれば併せて記載すること。
- ・新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑みて、感染防止対策や移動制限が出された時の対応等、記事制作にかかる工夫について可能な限り記載すること。

イ SNSによる情報発信業務

- ・SNSによる情報発信や記事制作、「#visitmie」が付されたUGC等投稿素材の活用や翻訳作業のフロー、広告掲出計画、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。
- ・「#visitmie」が付されたUGC等の活用について、三重県のブランディングを図るうえでの工夫等について記載すること。
- ・SNSにおける「フォロワー」及び「エンゲージメント率」を維持・増加させるために有効な広告媒体、および広告手法を提案するとともに、それぞれについて目標数値を設定し記載すること。

(2) #visitmie 投稿キャンペーン運營業務

- ・キャンペーンの実施方法（優秀賞選定、協賛募集・賞品発送、#visitmiePR サポーター活用等の各種フロー、広告掲出計画）、実施体制及び実施スケジュールをなるべく詳細に示すこと。また、過去に実施した類似事業の実績があれば記載すること。
- ・#visitmiePR サポーターの活用について、具体的な活用の内容を記載すること。
- ・投稿キャンペーン公式サイト（日本語・英語版・中国語（繁体字）版、タイ語版）の改修案を示すこと。
- ・投稿キャンペーン実施にあたっての年間のテーマ設定を行い、提案すること。また、そのテーマ設定に沿ってFIT層に対して訴求力のあるキャッチコピー案を2つ以上提案すること。
- ・「キャンペーン協賛品の数」や「キャンペーン期間中の投稿数」、「投稿キャンペーン公式サイトのPV数」を増加させるために有効な手法を提案するとともに、それぞれについて目標数値を設定し記載すること。

- ・新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑みて、感染防止対策や移動制限が出された時の対応等、キャンペーンの実施にかかる工夫について可能な限り記載すること。

5 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出し、本事業によって取得した動画や静止画等は、DVD等の電子媒体に収録して添付すること。

(1) 報告書記載事項

ア 「外国人目線による情報発信業務」

- 三重県観光情報発信に係るウェブサイトのコンテンツ制作
 - ・「Blog」、「Tourist spot and Event」に掲載された記事の内容及び取材実績等について
- SNSによる情報発信業務
 - ・各アカウントによる情報発信の実績及びフォロワー数、エンゲージメント率の推移や投稿に対する反応等について
 - ・広告の実績及びその効果測定について
 - ・KPIの達成状況について

イ 「#visitmie 投稿キャンペーン運営業務」

- ・キャンペーンの実績及び#visitmiePR サポーターの活動報告について
- ・ハッシュタグ「#visitmie」を付した投稿数の推移について
- ・広告の実績及びその効果測定について
- ・KPIの達成状況について

ウ 事業の総括及び今後の展開に係る提案

エ その他監督職員が指示したもの

(2) 電子媒体納品物

- ・本事業の実施にあたり、取得した動画・静止画及び記事原稿
- ・その他、本事業の実施にあたり、作成された資料等の記録

(3) 履行期限

令和5年3月24日（金）

(4) 提出先

三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、三重県が実施する他事業との連携を視野に入れ、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の実情を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 留意事項

ア 本事業の成果物の一切は、三重県に帰属するものとします。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとします。

イ 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ウ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係

法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- （ア）断固として不当介入を拒否すること。
- （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- （ウ）委託者に報告すること。
- （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

エ 受託者がウの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

オ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上